

贈収賄防止に関するコンプライアンス・ポリシー

このコンプライアンス・ポリシーは、ウルトラファブリックス・ホールディングスグループの役員・従業員・業務を委託する第三者（代理店・コンサルタント・エージェント等）が、公正かつ自由な競争を阻害する行為である直接または間接の金銭交付・贈与・約束・接待その他の利益供与を行わず、また、本ポリシーに反する金銭交付・贈与・約束・接待その他の利益供与を受けないというウルトラファブリックス・ホールディングスグループの方針を表明し、確認するものです。本ポリシーにおいて、ウルトラファブリックス・ホールディングスグループとは、ウルトラファブリックス・ホールディングス株式会社およびその直接・間接に保有するすべての会社をいい、ウルトラファブリックス・ホールディングスグループ各社及びその役員・従業員・業務を委託する第三者（代理店・コンサルタント・エージェント等）は、本ポリシーを遵守し、その違反は懲戒処分等の対象となることを理解します。ウルトラファブリックス・ホールディングスグループを代表し、ウルトラファブリックス・ホールディングス株式会社は、次のとおりここに宣言します。

1. 私たちは、公正かつ自由な競争を阻害する行為である贈収賄はあってはならないことであることを理解し、日本国の刑法、不正競争防止法、国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程のほか、米国海外腐敗行為防止法、英国贈賄防止法、ウルトラファブリックス・ホールディングスグループが活動する各国の贈収賄防止法令等（「贈収賄防止関連法令」といいます）の規定を厳密に遵守します。贈収賄との疑いを招く行為も行いません。
2. 私たちは、業務を行う上で接触する者との健全な関係を維持します。
3. 私たちは、贈収賄防止関連法令に照らして許される場合であって、客観的に見て不正の意図が無い場合や、自分や家族等の個人の生命、身体、財産又は自由を守るために、真にやむを得ない場合を除き、接待・贈答・謝礼等の行為を行いません。
4. 私たちは、接待・贈答・謝礼等を行い、又は受けることが許される場合であっても、所定の承認プロセスを経て、業務上必要な場合についてのみこれを行い、又は受けます。
5. 私たちは、ウルトラファブリックス・ホールディングスグループの事業及び業務に関わる仕入先、請負業者、販売業者、エージェント、コンサルタント等の第三者に対しても、贈収賄防止関連法令を厳密に遵守することを要求します。